

警察庁丁保発第47号
平成23年4月5日

社団法人全日本指定射撃場協会
社団法人大日本獵友会
社団法人全日本狩獵俱楽部
社団法人日本ライフル射撃協会
社団法人クレー協会
社団法人日本火薬銃砲商組合連合会



警察庁生活安全局保安課長

東北地方太平洋沖地震に伴う特定非常災害特別措置法に基づく措置について
平成二十三年東北地方太平洋沖地震の深刻な被害状況を受け、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特措法」という。）に基づき、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号。以下「政令」という。）が平成23年3月13日に公布・施行されました。

これに伴い、同月18日、平成23年国家公安委員会告示第6号により、国家公安委員会所管の法令について、本件地震の被害者の方の許認可等の存続期間（有効期間）を延長する措置及び期限内に履行されなかった義務を一定期間猶予する措置を講ずることとしました。

制度の概要及び措置の内容については下記のとおりですので、貴所属事業者に対して周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1 制度の概要

政令により、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害は、特措法に基づく「特定非常災害」に指定されました。

これにより、以下の措置が講じられます。

① 許認可等の存続期間（有効期間）の延長

一定の地域に住所を有する方々を対象に、運転免許のような許認可等（平成23年3月11日以後に満了するもの）について、存続期間（有効期間）が最長で平成23年8月31日まで延長されます。

対象となる地域については、別表をご参照ください。

なお、対象となる地域以外に住所を有する被害者の方についても、申出により、満了日の延長が認められる場合があります。

② 期限内に履行されなかった届出等の義務の一定期間の猶予

法令に基づく届出等の義務を、本来の期限までに履行できなかつた場合であつ

ても、個別の事案ごとに判断されますが、平成23年6月30日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

2 措置の内容

貴業界に關係する具体的な措置は別紙のとおりです。

その他の措置については内閣府のホームページ (<http://www.bousai.go.jp>) 又は総務省のホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) をご参照ください。

3 その他

- (1) 期限の直前は、窓口が混雑することが予想されますので、ご注意ください。
- (2) 延長・猶予の対象や手続の詳細については、各都道府県警察の担当窓口にお問合せ・御相談ください。

特措法の措置内容（銃砲刀剣類所持等取締法関係）

凡例 銃刀法：銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）
銃刀法施行令：銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）

(1) 特措法第3条第1項に基づく満了日延長措置

一定の地域に住所を有する方々を対象に、次の権利利益（有効期間等）が一律8月31日まで延長されることとなります。

① 銃刀法第5条の2第1項第1号

講習修了証明書を有効に行使できる期間（交付を受けた日から起算して3年）

② 銃刀法第5条の2第3項第1号

技能講習修了証明書を有効に行使できる期間（交付を受けた日から起算して3年）

③ 銃刀法第5条の2第3項第2号

○ 許可を受けることができる期間（やむを得ない事情がやんだ日から起算して1月）

○ 技能講習修了証明書を有効に行使できる期間（交付を受けた日から起算して3年）

④ 銃刀法第5条の2第3項第3号

合格証明書を有効に行使できる期間（交付を受けた日から起算して1年）

⑤ 銃刀法第5条の2第3項第4号

教習修了証明書を有効に行使できる期間（交付を受けた日から起算して1年）

⑥ 銃刀法第7条の2第1項

獵銃又は空気銃の所持の許可の有効期間（許可を受けた日の後のその者の3回目の誕生日が経過するまでの期間）

⑦ 銃刀法第7条の2第2項

更新された獵銃又は空気銃の所持の許可の有効期間（更新前の許可の有効期間が満了した後のその者の3回目の誕生日が経過するまでの期間）

⑧ 銃刀法第8条第1項第1号

許可後、銃砲刀剣類を所持するまでの期間（許可を受けた日から起算して3月以内）

⑨ 銃刀法第9条の5第2項

教習資格認定証の有効期間（都道府県公安委員会が定める期間（銃刀法施行令第26条第2項））

(2) 特措法第3条第3項に基づく満了日延長措置

被害者の方の申告に基づき、次のような権利利益（有効期間等）が、個別に平

成23年8月31日までの期日を指定して延長される場合があります。

① 銃刀法第4条第4項又は同法第6条第2項

射撃競技、公演、催し又は国際競技用の銃砲又は刀剣類の所持許可の有効期間（都道府県公安委員会が定める期間）

② 銃刀法第8条第9項（同法第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第11項及び第11条の2第6項において準用される場合を含む。）

仮領置された銃砲、刀剣類、けん銃部品の返還申請期間（6月以内）

③ 銃刀法第24条の2第10項

一時保管した銃砲刀剣類等が返還公告後国庫等に帰属するまでの期間（6月）

④ 銃刀法第25条第5項

上陸時に仮領置した銃砲又は刀剣類が国庫に帰属するまでの期間（6月）

⑤ 一定の地域以外に住所を有する被害者の方について、上記(1)の権利利益（有効期間等）

2 特措法第4条に基づく、期限内に履行されなかった届出等の義務の一定期間の猶予個別の事案ごとに判断されますが、次のような義務を6月30日までに履行すれば、免責される場合があります。

① 銃刀法第4条の4第1項

所持することとなった銃砲又は刀剣類が許可に係る銃砲又は刀剣類であるかどうかについて都道府県公安委員会の確認を受ける義務（所持することとなった日から起算して14日以内）

② 銃刀法第8条第4項（同法第9条の15第3項により準用する場合を含む。）

銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者が死亡し当該許可が失効した場合等における許可証等の返納義務（死亡の事実を知った日から起算して10日以内）

③ 銃刀法第8条第6項及び第8条の2第1項

銃砲又は刀剣類の許可が失効した場合における当該許可を受けるなどの義務（許可が失効した日から起算して50日以内）

④ 銃刀法第9条の4第2項（同法第9条の9第2項により準用する場合を含む。）

教習射撃場等を管理する者が教習射撃指導員等を選任したとき等における都道府県公安委員会への届出義務（選任等したときから15日以内）

⑤ 銃刀法第9条の6第1項及び第9条の11第1項

教習射撃場等を管理する者が射撃教習等の用途に供するために必要な獣銃を備え付ける義務（射撃場の指定を受けた日から起算して30日を経過する日）

⑥ 銃刀法第9条の6第2項（同法第9条の11第2項により準用する場合を含む。）

教習射撃場等を管理する者が射撃教習等の用途に供するために必要な獵銃を備え付けた場合における都道府県公安委員会への届出義務（獵銃を備え付けた日から起算して14日以内）

別表

特定区域一覧

(平成23年国家公安委員会告示第6号)

※ 特定区域は、今後増える可能性があります。

1 青森県

八戸市及び上北郡おいらせ町

2 岩手県

全ての市町村

3 宮城県

全ての市町村

4 福島県

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、国見町及び川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町及び天栄村、耶麻郡磐梯町及び猪苗代町、河沼郡会津坂下町及び湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町、東白川郡棚倉町及び矢祭町、石川郡石川町、玉川村、平田村、浅川町及び古殿町、田村郡三春町及び小野町、双葉郡広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡新地町及び飯舘村

5 茨城県

水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに北相馬郡利根町

6 栃木県

宇都宮市

7 千葉県

旭市、香取市、山武市及び山武郡九十九里町

8 新潟県

十日町市、上越市及び中魚沼郡津南町

9 長野県

下水内郡栄村